

令和3年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年11月5日（金）  
午後1時25分～午後2時46分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝  
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清  
11番 山崎 巖 12番 福山 英則  
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝  
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志  
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫  
19番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 21番 五十嵐英夫
5. 議 題 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第39号 事業計画の変更申請について  
議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第41号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第42号 違反転用に対する措置の要請について  
報告事項第36号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第37号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第39号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、21番五十嵐委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和3年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案6件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。20番島田委員、22番中井委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は28,717.61㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、療養その他生活資金のため、所有権を移転するものです。

2番と3番は譲受人が同一です。ともに労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

6番は、父から子への贈与により、所有権を移転するものです。

こちらは、農地所有適格法人への貸付地を利用権が設定されたまま、所有権のみを移転する、いわゆる底地移転を行うものです。譲受人は〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行

う場合に限り、譲受人及び世帯員が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。  
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。  
6番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 6番は10月24日に譲受人に立ち会っていただき、加藤推進委員が現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。  
特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第38号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。  
議案第38号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今回4条申請が3件、面積は637㎡、5条申請が12件、面積は3,586㎡です。  
それでは、議案書5ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、蜷川地区において寺の駐車場を整備する計画であります。この案件については、8月の月次総会で審議されましたが、申請後敷地内に法定外水路の付け替えが発生し、地番の追加、面積の変更があったため10月の月次総会で取下げ案件として報告済みであり、今回改めて申請されるものです。農地区分につきましては、5筆のうち3筆は、申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。また、残り2筆については、宅地、国道に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団規模であります。過去に土地改良事業の公共投資が行われていた農地でありますので、第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請2番は、針原地区において、住宅の敷地を拡張する計画であります。こちらにつきましては、自宅の調査を行っていたところ、敷地の一部が田畑となっており、今回は是正のため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございます。農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請3番は、婦中地域婦中熊野地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。申請人の父が亡くなったため、家業である農業を継ぎ、また現在の住居の老朽化が著しく家を建て替えしようとしたところ、接道要件がとれていないため、自己所有農地の一部を通路として農地転用するものです。農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、神明地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請者の勤務先が近いこと、また、息子の持病で通い続ける必要のある医療機関が近くにあることから申請地を選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2カ所あり、全面道路に上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請2番は、神明地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請者の勤務先が近いこと、また、相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2カ所あり、全面道路に上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地となり、「原則許

可」案件となります。

5条申請3番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請4番は、大沢野地域大久保地区において、店舗を建築する計画であります。近隣に医療施設、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であることから申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

続きまして議案書7ページをご覧ください。

5条申請5番は、細入地域において、住宅敷地を拡張する計画であります。家族が増え現在の住居が手狭になっているため、隣接地の農業用倉庫を取得し、物置として使用する計画であります。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請6番は、大山地域大庄地区において、工場敷地を整備する計画であります。申請人の●●●●は、建設業に関わる電気工事と機器器具設置工事業を主に営んでおり、今回、隣接する◇◇◇◇が倒産したため、工場用地を取得するにあたり調査したところ、一部地目が「田」であることが発覚し、今回申請されたものです。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請7番は、八尾地域杉原東部地区において、駐車場を整備する計画であります。△△△△に参拝される方の駐車場が不足しており、路上駐車が頻繁におきることから、今回、近隣住民への迷惑軽減のため駐車場を整備するものであります。申請地は、宅地と河川に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

続きまして議案書8ページをご覧ください。

5条申請8番は、八尾地域杉原東部地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選択されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請9番は、八尾地域保内東地区において、住宅敷地を拡張

する計画であります。実家の土地について調査したところ、一部地目が「田」であることが分かり、今回是正のため申請されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請10番は、婦中地域婦中熊野地区において、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家裏側の申請地である畑部分と実家の宅地部分の一部を使用し住宅を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域婦中熊野地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。現在居住する住居が手狭なことから、住宅敷地を拡張し、物置を設置するため隣接地を選択したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして議案書9ページをご覧ください。

5条申請12番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。この申請地につきましては、平成2年に農地転用許可を受け、土盛りをした後、申請人が亡くなったため目的未達成のままとなっていた土地になります。今回、申請人夫婦の勤務先が近かったことから申請地を選定し事業を継承するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

12番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 12番は五十嵐委員の担当であります。10月22日に加藤推進委員及び担当行政書士で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことを確認されております。併せて転用後の周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れもないことを確認されており、農地転用については問題無いとの報告を受けております

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第38号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第39号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書のページは10ページです。議案第39号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

1番は9ページ5条申請12番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できず、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第39号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、11ページから18ページです。

利用権設定は、今回は55件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が22件、3～5年が2件、10年が31件です。設定面積は、239,722㎡です。

13ページ1番から17ページ32番までは、農地中間管理機構を通すものであります。17ページ33番から18ページ56番が相対であります。

農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第41号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第41号農地法第18条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書のページは、19ページです。本日配付しましたお手元の資料と併せてご覧ください。

農地の賃貸借の解約は、多くの場合は賃貸人つまり貸し手と、賃借人つまり借り手の合意により行われ、解約成立後に月次総会にてご報告しております。

しかし、何らかの事情で合意が得られない場合、貸し手または借り手の一方から農業委員会に許可申請をすることで許可されれば、解約手続きを行うことができます。

解約の許可基準については、農地法第18条第2項において規定されており、その内容の主なものとして

- ① 賃借人が信義に反した行為をした場合、例えば、借り手が借地料を支払わないなどの不当な行為をした場合
- ② 農地又は採草放牧地をそれ以外のものにすることを相当とする場合、つまり、農地を転用する場合
- ③ 賃貸人が自作を相当とする場合、つまり、所有者が自分で耕作することが自然な場合



④ 農地所有適格法人の要件を欠いた場合

⑤ その他正当の事由がある場合、例えば、借り手が離農する、県外に転出する場合

などがあります。

次に、許可までの流れについてご説明いたします。基本的な流れは転用許可と同様です。

農業委員会が申請を受け付けましたら書類審査及び実情を調査し、申請内容が農地法第18条第2項に規定する許可基準に該当するかを検討します。その上で、先ほどの申請の許可あるいは不許可について農業委員会が条件などの意見を決定し、富山市長に意見書と議事録の写しを送付します。

市はそれらを参考に調査し、その後富山県農業会議へ諮問します。

富山県農業会議の常設審議会でも議案審議した後、市へ答申します。市はそれを受け、許可あるいは不許可の決定をします。許可権者は富山市長になります。

以上が許可までの流れになります。

それでは、今回の申請内容についてご説明いたします。資料をご覧ください。

申請者は賃借人である▲▲▲▲氏です。対象農地は◎◎◎◎で合計面積は3,869㎡です。

賃貸借契約の内容は、農地法第3条の規定による賃貸借権で、当初の契約期間は平成18年9月8日から平成21年9月7日までです。契約期間以降は法定更新となります。賃借料は10aあたり30,000円となっております。

対象農地は当初の契約期間が終了する頃から圃場整備が始まり、平成26年1月25日に換地処分されております。申請者はそれに伴い賃貸借は終了していると認識していたようです。

また、賃貸人である相手方は平成26年に死亡しており、配偶者・子はおらず、法定相続人である兄弟3人は全員相続放棄しております。相続財産管理人の選任はされておられません。

申請者はすでに離農しており、実態と合わない賃貸借契約の解消のため、解約の申入れに至ったものであります。

許可基準といたしましては、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」の適用となります。

このことについて、解約の申入れの許可・不許可についてご意見をお聞かせください。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第18条第1項の規定による許可申請について、ご意見、ご質問等があれ

ばと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第41号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号 違反転用に対する措置の要請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号違反転用に対する措置の要請についてご説明いたします。議案書は20ページです。水橋地域▽▽地内の違反転用についての資料をご覧ください。

農地所有者は□□□□、住所は■■■■であります。対象農地は3筆、合計1,277㎡であります。問題事項につきましては、農振除外、農地転用の手続きが無いこと。農地中間管理機構を通じた利用権を設定しているが未解約であること。加えて県営圃場整備事業の対象農地でもあることであります。

経緯としましては、令和3年8月4日に地元農業委員から通報があり、水橋▽▽地区において、コンクリート枠が設置され土盛りされている農地があり、違反転用の可能性があるとの連絡を受けております。

令和3年8月5日に事務局員が現地確認し土盛りされていることを確認。農地所有者へ電話連絡したところ家人から「草がひどいのでアスファルトするだけ」と回答を受け、アスファルトでの舗装は農地転用の手続きが必要であり、現時点で違反転用となるので事前に手続きを行うよう口頭で指導を行っております。

令和3年8月6日に農地所有者から電話連絡があり、「貸付先が草刈りを行わないため草がひどい。草が生えないように畑にするだけ。何もしない。畑のまま利用する。農地法は全て把握しており、専門の行政書士も配置しているので大丈夫」との回答を受けました。当事務局からは、農地所有者へ砂利敷きや土盛りなど農地を農地以外の目的で使用する場合は、農地転用や農振除外の手続きが必要となるので、必ず手続きを行うよう口頭で指導しております。

令和3年9月29日に再度、事務局員が現地確認したところ、砂利敷きされており杭が打たれていることを確認しております。

令和3年10月4日に市長部局（農政企画課）へ違反転用報告書を提出しております。

令和3年10月7日に事務局から農地所有者へ指導文書を郵送しております。

令和3年10月13日に事務局員と市長部局担当で現地確認したところ、全面アスファルト舗装されていることを確認しております。

令和3年10月13日に農地所有者の担当行政書士が指導文書を持参して来庁され、事務局員が現在までの経緯を説明し、違反転用状態であるため原状回復するよう指導を行っております。

参考までに、現場写真、今後の措置についての資料を添付しております。

農業委員会としましては、これまで指導等を行って参りましたが、改善が図られないことから、農地法第52条の4の規定により原状回復命令を発するよう富山市長に要請することについてご審議を賜りたいと存じます。

A 委員 担当地区の農業委員として近所でもあり、当初7月中旬ぐらいに何かしているなど発見しまして、その後、様子を見ており、コンクリートの擁壁を設置し始めたので、8月4日に事務局へ報告させていただいた運びとなります。この場所は▼▼地区で県営の圃場整備事業をしている最中でございます。この場所も従来、圃場整備することになっていましたが、その場所で息子用の家を建てたいという話がありましたので、圃場整備の範囲からは外してあります。しかしながら、必要な手続きがなされていない、農地法も分かっていると言いながら許可も取らずに違反転用されてしまったので今回報告させていただいた次第であります。

B 委員 行政書士を通じて申請をしていることになっているが、地権者が行政書士に申請の手続き一切を委ねていたということであれば行政書士に対してのペナルティはないのか。しかも住宅建築ということで1,000㎡を超すっていうのはもってのほかではないのか。

事務局 行政書士はこのアスファルト舗装については、一切把握しておらず、事前に相談も受けていないということでもあります。事務局からの指導文書を受け取ってから地権者の□□□□氏が行政書士に相談したという流れになります。一般住宅敷地が目的だとすれば1,000㎡以上では許可基準はありません。原状回復していただくしか手段はありません。

B 委員 行政書士という立場でありながら、なぜ地権者に対しアドバイスや指導はできていないのか。所有者も所有者だが行政書士も行政書士ではないのか。行政書士が地権者に対し、許可後に農地転用することを指導ができていないのか。

事務局 □□□□氏と行政書士の関係については把握しておりません。

B 委員 事務局から地権者や行政書士に指導することが大事であり、違反転用を農業委員に諮るのはいかがなものか。違反転用が起きないよう事前の対応が大事ではないのか。この案件については原状回復するというような指導が必要であり、また事前に行政書士はそれなりの資格をもって仕事をしているのだから、行政書士が地権者に対して違反転用を行わないよう指導するべきだと思うのだが。

C 委員 要するに、8月6日の□□□□氏の回答は嘘だったということですね。10月7日に事務局が指導文書を送り、受け取った□□□□氏が10月13日に行政書士に行政に行って聞いてみてくれということですね。

D 委員 経緯の中で8月6日の担当行政書士と10月13日に相談した行政書士が同じなのか。また、工事をしたのは誰なのか。工事の依頼をしたのは所有者で、工事をしたのは借りている人なのか。

また、9月29日に写真のとおり杭打ちされており、その後、10月13日に舗装されてしまいました、ということは、その間、何か指導できたのではないか。事務局は実際現場を見ており、事前に原状回復命令を出していれば良いのだが、舗装まで許してしまいました、見過ごしてしまいましたというのはどうなのでしょう。

事務局 資料の「違反転用に対する措置」の中のフロー図を見ていただきたいのですが、農業委員会ができることは是正の指導までです。今回の審議は月次総会で要請するため議決をいただき市長部局へ渡すための手続きとなります。事務局としては、再三、地権者に口頭や文書で是正の指導をしてきましたが、それ以上の強いことはできません。

今後、原状回復命令を出すのは市長部局になりますが、すぐに命令を出すことはできないので、期間を定めて是正の指導や勧告、それでも従わなかったら命令という段階を踏まなければなりません。今回はその段階の間で違反転用が進んでしまっている状態です。本来は強い力で止めるべきだったと思いますが、後々、仮に裁判になったときに、こうした手続きを踏まないとしが不利な状態に

なってしまいますので手続き上、段階を踏む必要があります。

D 委 員 事務局は指導の中で「このまま違反を続けたら原状回復させますよ」というような強く指導していますか。手続き中は事務局が言ったような流れを踏んで市長部局へ渡すということは理解できるのです。

事 務 局 10月7日に送付した指導文書の中で、原状回復し、必要な手続きを行うよう記載しております。

E 委 員 指導文書の中にも原状回復について記載されており、本人は自覚して違反転用をしており、どれだけ指導しても無駄だと思う。  
1,000㎡を超えているにも関わらず、ましてやアスファルトするのはもってのほか。

B 委 員 相当悪質であるので、裁判についても考慮しながら対応ください。

事 務 局 今回のように月次総会を待つて要請をかけていくという流れは、手続き中に悪質な事態が進む恐れもあることから、今後は、このような事態にならないよう会長の専決で進め、その後、月次総会で報告させていただきます。

会 長 他にご意見ご質問ないでしょうか。  
ご意見、ご質問等がないようですので、違反転用に対する措置について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第42号違反転用に対する措置について要請することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第36号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第37号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第39号 農地法第5条第1項の規定による受理の取り消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第36号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は21ページから29ページです。

今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第37号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは30ページから38ページまでです。今回の受理件数は、4条が4件、5条が16件、合わせて20件、面積は合わせて21,808.29㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。36ページ12番については、令和3年9月に、5条で届出されましたが、譲受人が変更になったものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、4件ございまして、31ページ4条の3番、34ページ5条の5番、35ページ5条の8番、36ページ5条の13番であります。

報告事項第38号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、39ページから42ページです。解約件数は12件で、解約面積は55,877㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第39号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは43ページです。報告第37号36ページの12番で説明したとおり、譲受人が変更になったため取り消すものです。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。